

## 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金(リサイクル料金)改定について

2015年2月18日

株式会社コロナ

株式会社コロナ(本社:新潟県三条市、社長:内田 力)は、特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づき、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金(以下、リサイクル料金)を2015年4月1日より改定いたします。

### 【リサイクル料金改定の内容(1台あたり)】

品目	改定料金 税抜き (税込)	現行料金 税抜き (税込)	改定開始日
家庭用ルームエアコン	1,300円 (1,404円)	1,500円 (1,620円)	2015年4月1日
冷蔵庫・冷凍庫	4,300円 (4,644円)	4,600円 (4,968円)	
洗濯機・衣類乾燥機	2,300円 (2,484円)	2,400円 (2,592円)	

### 【リサイクル料金改定の背景】

2001年4月に施行された家電リサイクル法は、家電4品目(家庭用ルームエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の適正なリサイクル料金設定のもと、年々回収資源の有効利用・再商品化が進められてきました。

今回リサイクル料金においては、リサイクルプラントでの処理の効率化、金属資源の価格安定等により、収支が改善する見通しとなりましたので家電リサイクル法第二十条に基づき家庭用ルームエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のリサイクル料金を改定することにいたしました。

今後とも、当社は家電リサイクルにおいて、再商品化率の向上とリサイクル費用の低減をめざし取り組んでまいります。

以上